

医の倫理に関する運営委員会について

1. 設置理由:

関係部局長、各倫理審査委員会委員長等を構成員とする医の倫理に関する協議会(以下、「協議会」という。)では、臨床研究・治験に関する問題点の点検や各部署からの提議等、具体的事項について立案することが難しいため。

2. 運営委員会作業手順

- (1) 各部署からの提議を受けた場合、協議会規程第2条の任務を遂行する。また、必要に応じ、具体的事項の立案、検討のための作業部会を設置することができる。
- (2) 作業部会を設置した場合は、この事を医の倫理に関する協議会に報告する。
- (3) 設置した作業部会に、検討期限を切って立案等を委託する。
- (4) 作業部会で作成された案について、検討し、必要に応じ修正した後、承認する。
- (5) 承認された事項については、医の倫理に関する協議会に報告すると共に、医系地区部局倫理審査委員会ホームページに掲載し、必要に応じメール、その他の方法により周知する。
- (6) 医の倫理に関する協議会に少なくとも年に1度、報告を行う。
- (7) 協議会は運営委員会の報告を受けた場合、これを監査し、活動内容を追認あるいは、適切な指導を行う。

3. 開催

- (1) 運営委員会は年2回、定期開催する。また、運営委員会委員長が必要に応じ臨時で開催することができる。

4. 運営委員会の構成

- (1) 医学研究院副研究院長のうち協議会議長が指名する1人
- (2) 各倫理審査委員会委員長
- (3) その他、協議会議長が必要と認めた者

5. 委員長

- (1) 委員長は4.(1)、4.(2)の委員から運営委員会が互選により定める。

6. 議事

- (1) 運営委員会は委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- (2) 代理出席、及び他の委員への委任を認める。
- (3) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、専門的立場からの説明又は意見を聞くことができる。

7. 部会

- (1) 作業部会長は、運営委員会が任命する。
- (2) 作業部会長は、作業部会員を任命する。
- (3) 作業部会の設置報告を運営委員会に行う。

8. その他

その他、運営委員会に必要な事項は、運営委員会が別に定める。

9. 事務

運営委員会の事務は、病院事務部研究支援課等の協力を得て、医系学部等事務部学術協力課が行う。
作業部会の事務は、医系学部等事務部学術協力課等の協力を得て、病院事務部研究支援課が行う。